北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査の状況 及び今後の対応 一敷地内断層の活動性評価ー

令和5年3月15日原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉(以下「志賀2号炉」という。)における設置変更許可申請のうち、敷地内断層の活動性評価(敷地の地質・地質構造)に係る新規制基準適合性審査(以下「適合性審査」という。)の状況について報告するとともに、本件に係る「5.今後の対応(案)」の了承について諮るものである。

2. 経緯

(1) 有識者会合での評価

志賀2号炉の敷地内断層(別紙1)のうち、S-1及びS-2・S-6の活動性については、平成26年3月以降、「志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」(以下「有識者会合」という。)で議論され、平成28年4月27日の原子力規制委員会において「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破砕帯の評価について」(以下「有識者会合評価書」という。)を受け取った。

有識者会合評価書の中で、S-1 の活動性については、「S-1 の北西部については、後期更新世以降に北東側隆起の逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判断する。」、また、S-2・S-6 の活動性については、「No. 2 トレンチではS-2・S-6 に沿う明瞭な変位は認められないが、」としつつも、「S-2・S-6 は、後期更新世以降に、左横ずれ成分を持つ西側隆起の逆断層として活動した可能性がある。」(参考1及び参考3)と結論付けられた。「今回の評価は、限られたデータに基づいて行われていること」等から、併せて「今後の課題」が示された。

(2) 適合性審査での事業者の説明

その後、事業者は、適合性審査の中で、有識者会合評価書で指摘された「今後の課題」を踏まえて大幅なデータ拡充を行い(参考2及び参考4)、S-1、S-2・S-6を含む10本の評価対象断層について、鉱物脈との接触関係に着目した手法(以下「鉱物脈法」という。)又は上載地層の年代に着目した手法(以下「上載地層法」という。)で活動性評価を行い、いずれの断層も明確な証拠により「後期更新世以降の活動は認められない。」と評価し(参考5及び参考6)、敷地内断層は、「将来活動する可能性のある断層等」ではなく、敷地には「震源として考慮する活断層」はないとの評価を示した。

(3) 適合性審査での審査チームの評価

審査チームは、令和5年3月3日の審査会合において、敷地内断層に係る事業者の活動性評価について、おおむね妥当な検討がなされているものと評価した。

|3. 適合性審査の状況|

審査チームは、敷地内断層に係る事業者の活動性評価、及び「敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について」(平成26年12月3日原子力規制委員会了承)の中の「新基準適合性審査にあたっては、他のサイトと同様に、原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定する。この際、有識者会合による評価を重要な知見の一つとして参考とする他、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行っていく。」を受け、有識者会合評価書で指摘された「今後の課題」への事業者の対応(全6項目)について、審査会合において審議した。

事業者は、敷地内断層の活動性評価を以下のとおりとしている。

- ・敷地内には、陸域において10本、海岸部において26本、計36本の断層が認められる。
- ・敷地内に認められる 36 本の断層について、活動性の評価対象断層を選定するために、「走向」、「傾斜」などの 4 項目のデータに基づく系統区分、断層の切り合い関係、系統区分と断層規模、重要施設との位置関係等による検討の結果、敷地内断層のうち、S-1、S-2・S-6、S-4、S-5、S-7、S-8、K-2、K-3、K-14 及び K-18 の計 10 本を評価対象断層として選定した。
- ・これら全ての評価対象断層については、鉱物脈法に用いる変質鉱物が少なくとも後期更新世以降に生成されたものではないことを確認した上で、鉱物脈法で活動性評価を行い、最新面を横断する鉱物脈に変位・変形が認められないとから、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。
- ・S-1、S-2・S-6 及び S-4 の 3 断層については、鉱物脈法だけでなく、上載地層法に用いる地層が約 12~13 万年前以前に堆積した地層であることを確認した上で、上載地層法でも活動性評価を行い、断層の直上に分布する地層に変位・変形は認められないことから、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。
- ・上記のことから、敷地内断層については、「将来活動する可能性のある断層等」ではなく、敷地には「震源として考慮する活断層はない」と評価した。

審査チームは、敷地内断層に係る事業者の活動性評価について、審査会合において、上記の内容が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の

基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)別記1及び敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)(以下「地質ガイド」という。)を踏まえた内容であることが確認できたことから、おおむね妥当な検討がなされているものと評価した。また、「今後の課題」への事業者の対応についても、別紙2のとおり適正に実施されたことを確認した。

4. 適合性審査の状況を踏まえた有識者会合評価書への対応

有識者会合評価書において、S-1 及び S-2・S-6 の活動性については「後期更新世以降に活動した可能性がある」等と評価されているが、適合性審査において、審査チームは「後期更新世以降の活動は認められない」とした事業者の評価をおおむね妥当な検討がなされているものと評価し、異なる結果となっている。

審査チームは、有識者会合評価書で指摘された「今後の課題」への事業者の対応(別紙2)については、以下のことから、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。

- ・「今後の課題」の中で、「今回の評価は、限られた資料やデータに基づいて行われている。」とされていること、また、「より正確・確実な評価にするためには、以下に示すデータ等の拡充が必要と考える。」とされていることを受け、事業者は、S-1 及び S-2・S-6 の活動性評価にあたって、大幅なデータ拡充を行い、評価し直していること。
- ・事業者が S-1 及び S-2・S-6 を含む 10 本の評価対象断層の活動性評価に用いた鉱物脈法は、地質ガイドに記述されており、かつ、これまでの適合性審査で用いられ、既許可の原子力発電所等でも適用実績のある手法*であること。
- ・S-1 及び S-2・S-6 の活動性について、事業者は、鉱物脈法だけでなく、上載地層法でも活動性評価を行い、明確な証拠により「後期更新世以降の活動は認められない」と評価していること。
 - ※既許可の原子力発電所及び日本原燃再処理施設で適用された敷地内断層の活動性評価手法は以下のとおり。
 - <主に鉱物脈法で評価した施設(計6施設)>
 - 川内原子力発電所(1·2号炉)、伊方発電所(3号炉)、島根原子力発電所(2号炉)、高浜発電所(3·4号炉、1·2号炉)*、美浜発電所(3号炉)、女川原子力発電所(2号炉)
 - *: 岩脈との接触関係等
 - <主に上載地層法で評価した施設(計5施設)>
 - ·玄海原子力発電所(3·4号炉)**、大飯発電所(3·4号炉)、柏崎刈羽原子力発電所(6·7号炉)、東海第二発電所、日本原燃再処理施設
 - **: 一部岩脈との接触関係

5. 今後の対応(第〇案で委員会了承)(案)

審査チームは、有識者会合評価書で指摘された「今後の課題」への事業者の対応について、おおむね妥当な検討がなされているものと評価し、S-1 及び S-2・S-6 の「後期更新世以降の活動は認められない」との事業者の活動性評価をおおむね妥当な検討がなされているものと評価した。

審査チームの評価結果が、有識者会合評価書と異なることから、今後の対応として、改めて有識者の意見を聴く必要性について、以下の2案のうち、いずれにするか了承いただきたい。

(第1案): S-1 及び S-2・S-6 の活動性評価について、改めて有識者の意見を 聴く必要がある。

(第2案): S-1 及び S-2・S-6 の活動性評価について、改めて有識者の意見を 聴く必要はない。

<別紙、参考>

別紙1 敷地内断層の分布状況

別紙2 有識者会合による「今後の課題」を踏まえたデータ拡充とその評価結果

参考1 S-1の活動性評価(有識者会合時)

参考2 S-1に関する有識者会合以降の追加検討結果

参考3 S-2・S-6の活動性評価(有識者会合時)

参考4 S-2・S-6に関する有識者会合以降の追加検討結果

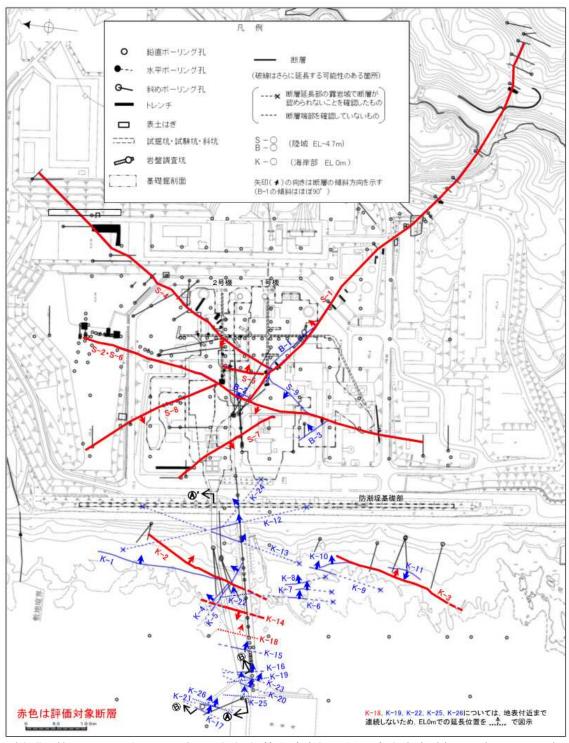
参考5 S-1の鉱物脈法による活動性評価(審査会合時)

参考6 S-2・S-6の鉱物脈法による活動性評価(審査会合時)

参考7 「活断層等」の判断基準

別紙 1

敷地内断層の分布状況



(出典:第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和5年3月3日) 資料1-1から抜粋)

有識者会合による「今後の課題」を踏まえたデータ拡充とその評価結果(1/2)

有識者会合による「今後の課題」	データ拡充		
	調査項目	結果	掲載箇所
①1号原子炉建屋等建設時等における、S-1とその周囲の形状を示す未提示の写真やスケッチの提示。 変位が疑われる、S-1の北西部及びその周囲に存在するせん断面の活動性の判断に資する資料として、1号原子炉建屋やタービン建屋の建設時の掘削・整地作業の際に現れた露頭及び旧A・Bトレンチにおける、S-1とその周囲の形状を示す未提示の写真やスケッチを改めて探して提示する。	【建設時のデータ】 ・建設時の掘削法面の写真、スケッチ(1箇所)	・旧A・Bトレンチと同じ中位段丘 I 面上に位置する有識者会合において未提示の建設時の掘削法面の写真やスケッチについて確認を行った。 ・その結果、S-1を挟んでMIS5eの波食面に高度差は認められない。	補足資料5.18-1 P.5.18-1-19~22 (検討2(1)) 参考資料5.4-1 (3) P.5.4-1-54~57
②S-1, S-2・S-6等の断層破砕帯やその母岩の鉱物学的・地球化学的分析。 S-1, S-2・S-6等の水平的及び深部方向への連続性や形成環境を検討するために、断層破砕帯及び母岩を構成する物質の、より詳細で多面的な鉱物学的・地球化学的分析を通じて比較検討する。	【断層破砕帯や母岩の鉱物学的・地球化学的分析】 ・XRD分析(粘土分濃集)による結晶構造 ・EPMA分析(定量)による化学組成 ・CEC分析, XAFS分析, HRTEM観察 ・温度検層(1孔) ・文献調査(敷地周辺の地温分布, 能登半島の火成活動) ・敷地周辺の変質に関する調査(7箇所) ・斜長石の曹長石化検討 ・変質鉱物と第四系との関係(4箇所)等	・敷地の断層破砕部に認められる粘土鉱物を対象に、粘土分を濃集したXRD分析による結晶構造判定、EPMA分析による化学組成の検討等を実施した結果、破砕部に認められる粘土鉱物は、数十%のイライトが混合するI/S混合層であることを確認した。 ・このI/S混合層は、変質鉱物の生成環境等の検討結果から、少なくとも後期更新世以降に生成したものではない。	→ 5.3(1) で詳細に検討を 実施
③S-1, S-2・S-6及びこれらの周囲に存在するせん断面について、これらを横断する鉱物脈の有無(ある場合はその構成鉱物)、条線を含む構造同士の切断関係に関する検討。 敷地内に分布するせん断面形成の時期を検討する上では、せん断面を横断する鉱物脈を検討することが有効と思われる。また、「将来活動する可能性のある断層等」を判断する上では、最も新しい構造を判断することが重要である。このため、敷地内の断層同士の切断関係やせん断面上の条線同士に新旧関係がないかについて検討する。	【鉱物脈法による評価】 ・ボーリング調査(16孔) ・最新面の認定 (コア観察, CT画像観察, 薄片観察) ・鉱物の同定 (EPMA分析(定量), XRD分析(粘土分濃集)) ・変質鉱物の分布と最新面との関係 (EPMA分析(マッピング), 薄片観察)	・S-1の旧A・Bトレンチより北西側、S-2・S-6の複数箇所及びその周囲のせん断面(S-7、S-8等)を対象に、鉱物脈法による評価を行った。・粘土鉱物(I/S混合層)がS-1、S-2・S-6等の最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物(I/S混合層)に変位・変形は認められない。・仮に、S-1北西部が北東側隆起の逆断層活動により変位したとした場合、S-1破砕部中の粘土鉱物(I/S混合層)にも同センスの変位が生じると考えられるが、S-1の最新面を横断して分布する粘土鉱物(I/S混合層)にそのような変位の痕跡は認められない。・また仮に、S-2・S-6の地下延長部の断層が西側隆起の逆断層活動により変位し、地表付近に変形を与えた場合、S-2・S-6、S-2・S-6の下盤側直近及び上盤側の岩盤中の断層(S-1北西部、S-7、S-8)の破砕部中の粘土鉱物(I/S混合層)に変位を与えると考えられるが、S-2・S-6、S-7、S-8の最新面を横断して分布する粘土鉱物(I/S混合層)にそのような変位の痕跡は認められない。	→ 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2, 5.7.1, 5.8.1, 5.9.1, 5.10.1, 5.11.1, 5.12.1, 5.13.1 で詳細に検討を 実施 補足資料5.18-1 P.5.18-1-30 (検討3) 補足資料5.18-1 P.5.18-1-55 (検討6)

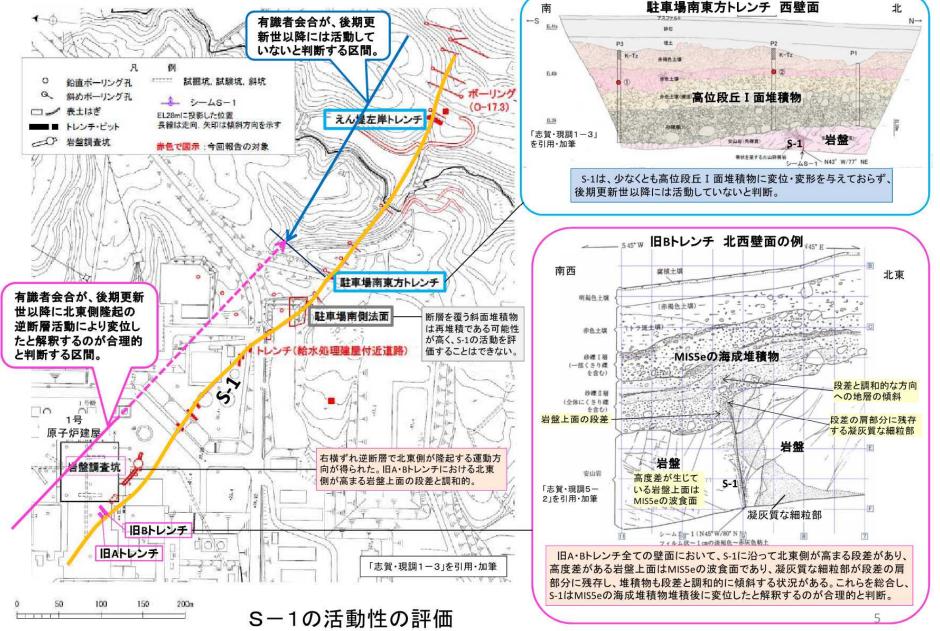
(出典:第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和5年3月3日) 机上配付資料2から抜粋)

有識者会合による「今後の課題」を踏まえたデータ拡充とその評価結果(2/2)

調査項目 -2・S-6の海側の地形等】 発電所建設以前の地形解析 ドーリングデータに基づく岩盤上面 高度分布	結果 ・S-2・S-6の活動による断層上盤側の変形の有無を確認するため、S-2・S-6の海側(西側)の改変前の地形及び岩盤上面が山側へ傾く範囲について、確認を行った。・S-2・S-6の海側(西側)の地形及び岩盤上面が山側に傾くのは、エリア5の局所的な	掲載箇所
発電所建設以前の地形解析 ボーリングデータに基づく岩盤上面	側)の改変前の地形及び岩盤上面が山側へ傾く範囲について、確認を行った。	
	範囲に限られ、その他のエリアでは山側への傾きは認められず、S-2・S-6に沿った全線で海側(西側)の地形及び岩盤上面の系統的な山側への傾きがないことを確認した。	補足資料5.5-1(2) P.5.5-1-53~56
-2・S-6南方延長】 ドーリング調査(4孔) 毎上音波探査記録の解析	・ボーリング調査により、S-2・S-6の南端を把握し、S-2・S-6は南方延長の中位段丘 I 面及び海岸部露岩域まで連続していないことを確認した。 ・さらに南方延長海域における音波探査記録の再解析の結果、S-2・S-6南方延長海域 の3測線において断層は認められない。	補足資料5.5-1(4) P.5.5-1-90~97 補足資料5.18-1 P.5.18-1-58~65 (検討7)
浦断層】 ボーリング調査(7孔) 反射法地震探査(4測線) ・来川南岸断層】 ボーリング調査(1孔) 反射法地震探査(1測線) 重力探査(重力勾配テンソル解析, 2次元タルワニ法解析) 毎上音波探査記録の解析 ・盤島沖断層, 兜岩沖断層】 毎底重力探査(測定点:275点) 毎上音波探査記録の解析 は地地下深部】 反射法地震探査・VSP探査(1測線)	 ・敷地近傍の4断層(福浦断層, 富来川南岸断層, 基盤島沖断層, 兜岩沖断層)の分布 形態を検討し, 敷地深部へ連続する可能性のある断層については, 反射法地震探査 及びVSP探査により, 敷地内断層との連続性を検討した。 ・碁盤島沖断層は, 敷地から遠ざかる方向に傾斜する断層であり, 敷地深部へ連続しない。 ・富来川南岸断層は, 南西方海域において連続性が途絶えており, 敷地深部へ連続しない。 ・福浦断層, 兜岩沖断層は, 敷地に向かって傾斜し, 敷地深部へ連続する可能性があるが, 反射法地震探査・VSP探査によれば, 福浦断層と兜岩沖断層の間の敷地地下深部に, 花崗岩上面に変位を与える断層は認められない。 ・よって, 敷地近傍の4断層(福浦断層, 富来川南岸断層, 碁盤島沖断層, 兜岩沖断層)は, いずれも敷地内断層と連続するものではない。 	5.16.1 補足資料5.18-1 P.5.18-1-66, 67 (検討7)
域の地下構造】 海上音波探査記録の解析 海底重力探査(測定点:275点) 重力勾配テンソル解析 ・形面の地質調査】 ボーリング調査(7孔)	・富来川南岸断層〜兜岩沖断層間の海域の地質構造について、既存の海上音波探査結果に加え、新たに実施した海底重力測定の結果を用いて、検討した。 ・海上音波探査の結果、富来川南岸断層〜兜岩沖断層間の海底において、いずれの地層にも断層が推定できるような変位・変形は認められない。また、断層構造の連続性を検討するために、海域のD₂層上面の形状を確認した結果、富来川南岸断層から兜岩沖断層に連続する構造は推定されない。 ・海底重力探査の結果を加えたブーゲー異常図から、富来川南岸断層に沿って南側に重力異常の高まりが認められるが、南西方海域の兜岩沖断層との間には連続する重力構造は認められない。 ・上記の結果を踏まえると、富来川南岸断層から兜岩沖断層に連続する構造は認められない。・よって、敷地内及び周辺に分布する断層と連続する断層はない。・よって、敷地内及び周辺に分布する断層と連続する断層はない。・波辺ほか(2015)が富来川南岸断層から兜岩沖断層に連続する構造を推定する根拠としているA面と離水ベンチの関係を検討するため、ボーリング・トレンチ調査を行った。・A面は、下位のベンチとほぼ同程度の高さ(標高約2m)である海成堆積物や岩盤の上	5.16.2 補足資料5.16-1 (1) P.5.16-3~21
毎 消ボ反来ボ反重2/毎盤毎毎地反 均毎毎重 飛ボ	上音波探査記録の解析 前断層】 ーリング調査(7孔) 射法地震探査(4測線) ・リング震探査(1測線) ・リング震探査(1測線) ・リング震探査(1測線) ・対震探査(1測線) ・対震探査(1測線) ・対震なが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	- さらに南方延長海域における音波探査記録の再解析の結果、S-2・S-6南方延長海域の3測線において断層は認められない。 - **** - ****・** - ***・* - ***・* - **・・・・・・・・・・

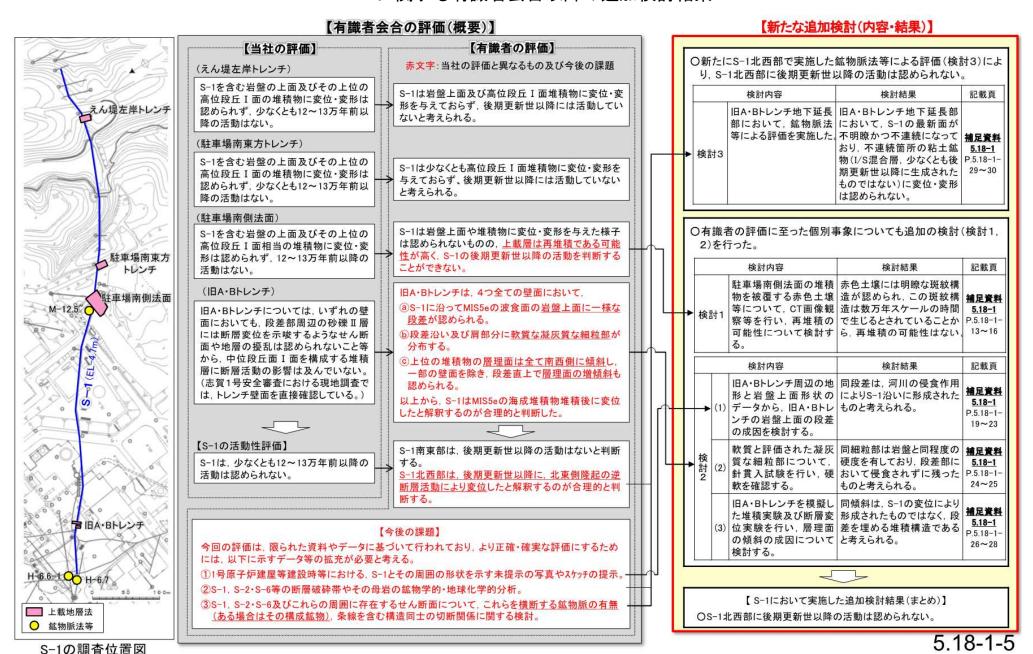
(出典:第 1121 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和 5 年 3 月 3 日) 机上配付資料 2 から抜粋)

S-1の活動性評価(有識者会合時)



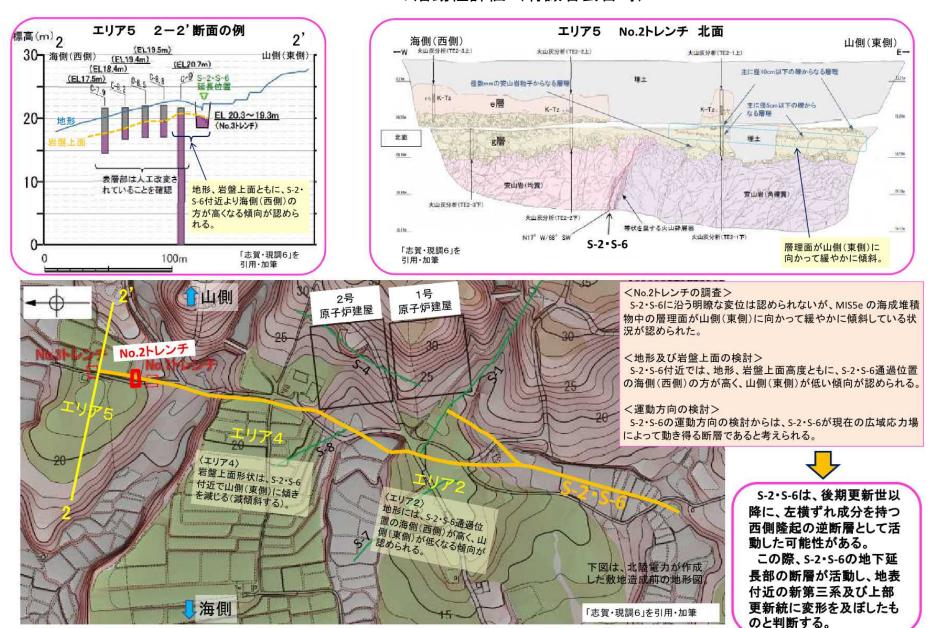
(出典:平成28年第6回原子力規制委員会(平成28年4月27日) 資料1-1から抜粋)

S-1に関する有識者会合以降の追加検討結果



(出典:第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和5年3月3日) 机上配付資料2から抜粋)

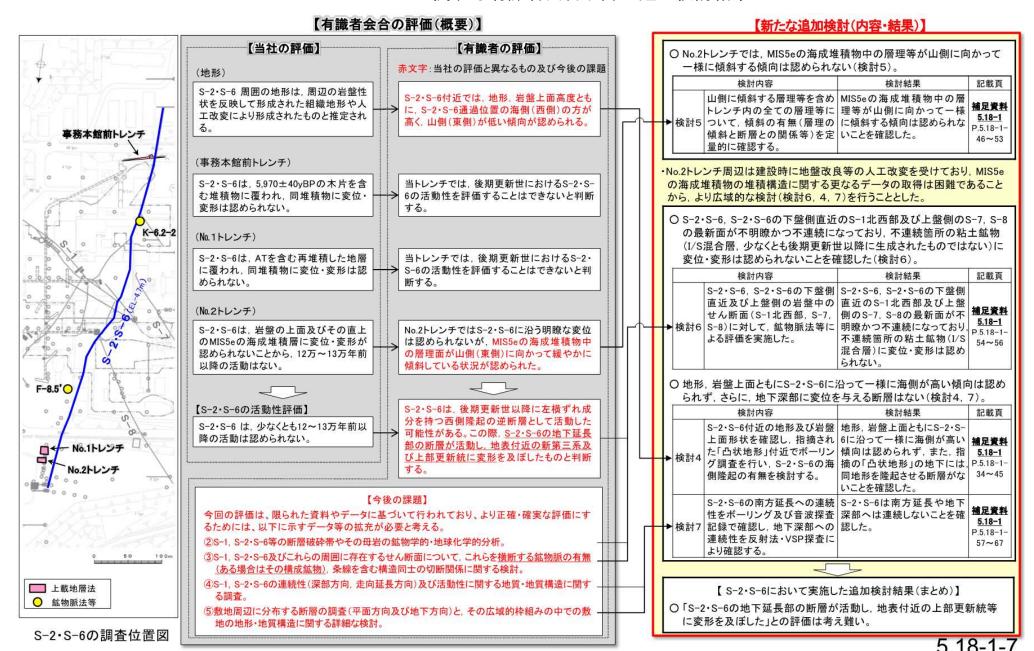
S-2·S-6の活動性評価(有識者会合時)



S-2·S-6の活動性の評価

(出典:平成28年第6回原子力規制委員会(平成28年4月27日) 資料1-1から抜粋)

S-2·S-6に関する有識者会合以降の追加検討結果



S-1の鉱物脈法による活動性評価(審査会合時)

【最新面の認定】

OH-6.7孔の深度35.10m付近で認められるS-1において、巨視的観察及び微視的観察を実施し、最新ゾーンの上盤側及び下盤側の境界にそれぞれ最新面1、最新面2を認定した(P.5-77~5-80, 5-85, 5-86)。

【鉱物の同定】

S-〇 (陸域 EL-4.7m)

調査位置図

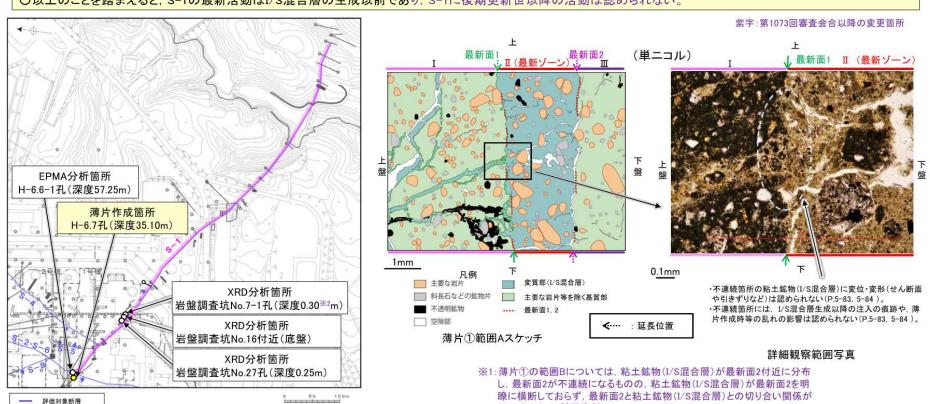
○微視的観察により確認した粘土鉱物は、EPMA分析(定量)による化学組成の検討結果及びXRD分析(粘土分濃集)による結晶構造判定結果から、I/S混合層である と判断した(P.5-81, 補足資料5.4-2(1)-2 P.5.4-2-20)。

【変質鉱物の分布と最新面との関係】

- 〇EPMA分析(マッピング)や薄片観察により、粘土鉱物(I/S混合層)の分布範囲を確認した結果、粘土鉱物(I/S混合層)は最新ゾーン及びその周辺に分布している (P.5-82, 5-87, 補足資料5.4-2(1)-2 P.5.4-2-21, 22)。
- ○薄片①の範囲A及び薄片②の範囲A, Bにおいて, 粘土鉱物(I/S混合層)が最新面1, 2を横断して分布し, 最新面1, 2が不連続になっており, 不連続箇所の粘土鉱物(I/S混合層)に変位・変形は認められない※1(P.5-83, 5-84, 5-88, 5-89, **補足資料5.4-2**(1)-1 P.5.4-2-9, 10)。

○以上のことを踏まえると、S-1の最新活動はI/S混合層の生成以前であり、S-1に後期更新世以降の活動は認められない。

※2:試料採取位置(補足資料5.3-2(1) P.5.3-2-7)の深度に修正



(出典:第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和5年3月3日) 資料1-1から抜粋)

不明確である(補足資料5.4-2(1)-1 P.5.4-2-6)。

S-2·S-6の鉱物脈法による活動性評価(審査会合時)

【最新面の認定】

OF-8.5' 孔の深度8.50m付近で認められるS-2·S-6において, 巨視的観察及び微視的観察を実施し, 最新ゾーンの下盤側の境界に最新面を認定した(P.5-111~5-114)。

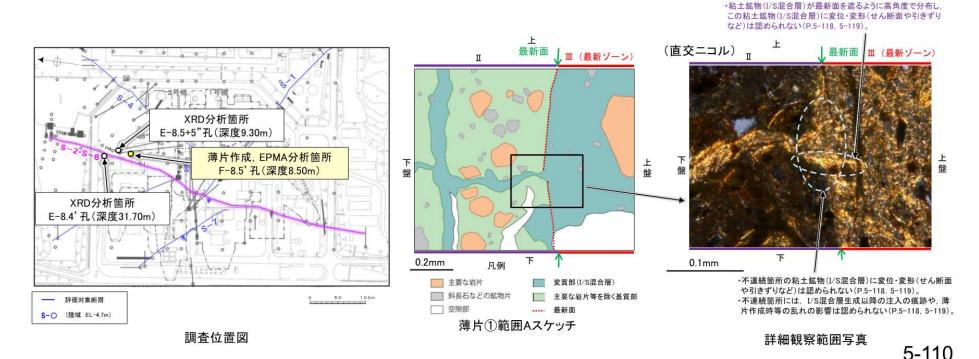
【鉱物の同定】

○微視的観察により確認した粘土鉱物は、EPMA分析(定量)による化学組成の検討結果及びXRD分析(粘土分濃集)による結晶構造判定結果から、I/S混合層であると判断した(P.5-115, 5-116)。

【変質鉱物の分布と最新面との関係】

- OEPMA分析(マッピング)や薄片観察により、粘土鉱物(I/S混合層)の分布範囲を確認した結果、粘土鉱物(I/S混合層)は最新ゾーン及びその周辺に分布している (P.5-117, 補足資料5.5-2(1)-1 P.5.5-2-4)。
- ○薄片①の範囲Aにおいて、粘土鉱物(I/S混合層)が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物(I/S混合層)に変位・変形は認められない。また、この不連続箇所において、粘土鉱物(I/S混合層)が最新面を遮るように高角度で分布し、この粘土鉱物(I/S混合層)に変位・変形は認められない(P.5-118, 5-119)。
- 〇以上のことを踏まえると、S-2·S-6の最新活動はI/S混合層の生成以前であり、S-2·S-6に後期更新世以降の活動は認められない。

紫字:第1073回審査会合以降の変更箇所



(出典:第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和5年3月3日) 資料1-1から抜粋)



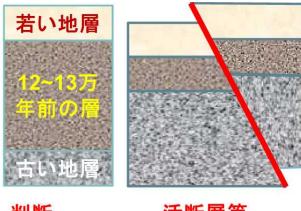
石渡(2015)規制委HP

「活断層等」の判断基準

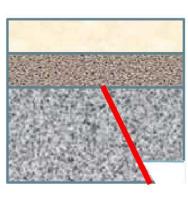
1. 上載地層法

昨年の発表では、2の方法を「切断脈法」と呼んだ

地質時代







判断

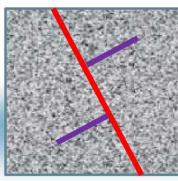
活断層等

活断層等

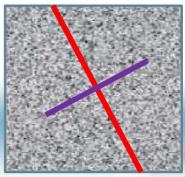
活断層等ではない

2. 鉱物脈法

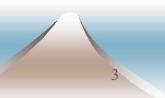
12-13万年 前の岩脈 や鉱物脈



活断 層等



活断層等ではない



(出典:石渡(2016)(日本地質学会東京大会(平成28年09月12日)石渡委員講演資料(原子力規制委員会HP掲載資料))から抜粋(石渡(2015)(日本地質学会長野大会(平成27年9月13日)石渡委員講演資料(原子力規制委員会HP掲載資料)))